

広島県告示第七百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所の所在地		事業所の 名称	事業所の 所在地	変 更 年 月 日
	新	旧			
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	きらり薬局	竹原市下野町 三二六三番地 一	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	すみれ薬局	三原市大和町 和木一五三一 番地五	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	あおぞら薬局	尾道市新浜一 丁目九番一号	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	みるく薬局	東広島市西条 町寺家三二二 七番地一	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	たかみニュー タウン薬局	東広島市高屋 高美が丘五丁 目二番一号	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	はるな薬局	東広島市八本 松町原六七七 四番地一	平成三〇年五 月一日
有限会社トラ ストメディアカ	東広島市八本 松町南二丁目 四番一四号	東広島市西条 西本町二番六 〇号	あい薬局	東広島市八本 松南二丁目四 番一四号	平成三〇年五 月一日
医療法人社団 静寿会	東広島市河内 町入野七九〇 七番地	東広島市西条 町寺家七四一 番地	介護老人保健 施設葵の園・ 東広島	東広島市西条 町寺家八〇〇 番地	平成二九年七 月二〇日
医療法人社団 静寿会	東広島市河内 町入野七九〇 七番地	東広島市西条 町寺家七四一 番地	静寿会指定居 宅介護支援事 業所	東広島市西条 町寺家八〇〇 番地	平成二九年七 月二〇日